

## 北海道ニュートピアデータセンター研究会 会費規程

会則第11条の規定に基づき、会費規程を次のとおり定める。

(会費)

会費は、次のとおりとする。

(1)法人会員は、年額50,000円とする。

(2)賛助会員は、会費を免除する。

(会費の納入)

会費の納期は、定期総会開催月の翌月末日までとし、新規加入の場合は入会時とする。

(会費の返還)

既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

付則(2020年10月10日)

この規程は、2020年10月10日から施行する。

付則(2021年6月11日)

この規程変更は、2021年6月11日から施行する。